

義務教育費の財源確保等に関する意見書

義務教育について国が必要な経費を負担する義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均等とその水準の維持向上を図ることを目的として、これまで我が国の義務教育制度を財政面から支える重要な役割を担ってきた。

しかしながら、本制度は昭和60年以来、国と地方の役割分担、国と地方の財政状況等を踏まえ、制度改革及び歳出抑制の観点から見直されてきており、平成18年度からは小中学校の教職員給与費の国庫負担割合が、2分の1から3分の1へと引き下げられているところである。

また、本年4月には、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正により、30年ぶりに40人学級を見直し、小学校1年生の学級編制の標準が35人に引き下げられたが、平成18年度以降、新たな教職員定数改善計画は策定されておらず、一人ひとりの子どもたちに対応した行き届いた教育を実現するためには、計画の早期策定が望まれるところである。

よって、国におかれでは、地方教育行政の実情を十分に認識され、義務教育に係る予算について地方財政を圧迫するような負担転嫁とならないよう財源を確保するほか、学級編制基準の見直しや教職員の定数改善等きめ細かな行き届いた教育の実現に向けて特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年6月29日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 あて

総務大臣

財務大臣

文部科学大臣